

## 法曹の養成に関するフォーラム 資料

ラジャ・タン法律事務所 パートナー弁護士 栗田 哲郎

### 経歴

2003年：東京大学法学部卒業  
 2004年：森・濱田松本法律事務所 入所  
 2010年：アメリカ・バージニア州バージニア大学 ロースクール(LLM)卒業  
 2010年：ラジャ・タン法律事務所にて執務  
 2011年：シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre)にてケースマネジメントオフィサーとして勤務  
 2011年：ラジャ・タン法律事務所へ復帰、パートナー弁護士に就任  
 2011年：Singapore Management University 継続研修、建設契約コース卒業

### 弁護士登録

2004年：日本法弁護士 第二東京弁護士会所属  
 2010年：シンガポール外国法弁護士登録  
 2011年：アメリカ・ニューヨーク州弁護士登録 ニューヨーク州弁護士会所属

## 第1 日本企業の海外(アジア)進出支援のための業務内容

「海外(アジア)進出支援」といっても、ひとくくりにはできない⇒自らの特性にあった設計を行うこと

- 1 大企業、中小企業によってニーズが異なる(いずれにターゲットを合わせるか)
  - 大企業：専門的・高度な法律業務の提供を求める(産業障壁が高くコモディティ化しにくい)
    - 例：海外TOB、海外IPO、国際仲裁、マイニング、石油・ガス法、プロジェクトファイナンス、船舶法
  - 中小企業：基本的知識から全般的な法律業務の提供を求める
    - (産業障壁が低く、コモディティ化しやすい=コンサルタントでも可能)
    - 例：会社法、労働法、投資規制、基本税制
- 2 進出する法域によってニーズが異なる(国の進化の段階による)
  - ステージ1：進出ステージ(例：ミャンマー、カンボジア、ラオス)⇒会社法、労働法、投資規制
  - ステージ2：事業拡大ステージ(例：タイ、インドネシア)⇒契約書の整備
  - ステージ3：M&Aステージ(例：中国、マレーシア)⇒株式譲渡契約、デューデリジェンス、JV契約
  - ステージ4：上場会社ステージ(例：シンガポール、香港)⇒海外TOB、海外IPO
- 3 取引法務か、紛争解決か
  - 原則として紛争解決を海外で提供することは難しい(言語、資格)
  - 一般的には取引法務の法が容易
- 4 弁護士としてのみ働くのか(弁護士に依頼すると高い、提供業務範囲が減少する)
  - 本当に、そもそも弁護士のみとして働かなければならないのか?
  - M&Aアドバイザー、コンサルタント、人材派遣、法務教育、その他のビジネス

## 第2 これらを発展させるために必要となる政府、日本弁護士連合会の支援について

### ○人の育成

海外進出支援を日本でできるか?⇒住み込む必要性が高い(日本企業を現地で受け止める)  
 生活のハードシップが高い場所の方がニーズが高い

- 新興国法律事務所への派遣：その際の給与、住環境の支援  
 (アジアの法律事務所はまだまだ給与を支払ってまで若手を受け入れる体制が出来ていない)
- 欧米系法律事務所への派遣：高度な法律業務の習得
- 政府系機関(JICA、日本政策投資銀行、JBIC)での受入：最先端の法律業務の宝庫
- 国際的日本企業(商社、建設会社等)への派遣
- アジアの大学(NUS)への派遣⇒資格取得できればなおよし

### ○営業支援体制の構築

- 営業活動のためのプラットフォームの提供：弁護士会・政府系機関でのセミナー、宣伝広告
- ネットワーキングのプラットフォームの提供：ビジネスマン、他の専門化とのネットワーキング、勉強会  
 ⇒アジア法律研究会の設立など
- 執筆の機会の提供：JETRO 依頼、法務省依頼による執筆  
 ⇒アジア法律ジャーナルの創設など

### ○弁護士のバックグラウンドをもった大使館員の派遣(ASEAN 日本代表部など)

## 栗田弁護士寄稿文「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」の紹介

法務省法務総合研究所国際協力部  
教官 松川 充康

日系企業の東南アジア進出が拡大している。かつては製造業が中心であったが、今日では、流通や金融などの事業分野でもこの動きは加速している。これに伴い、日本の法律事務所も、中国のみならず、東南アジアでの業務拡大を急いでいる<sup>1</sup>。法律分野における東南アジアと日本との交流の重要性は、増していく一方である。

こういった情勢の中、栗田哲郎弁護士より、「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」との寄稿文（次ページ以降）を頂戴した。<sup>2</sup>栗田弁護士は、いわゆる日本の大手法律事務所の1つである森・濱田松本法律事務所に所属し、現在シンガポールの法律事務所に出向しておられる。東南アジアの法律業務最前線にいる弁護士から見たアジア法、その中での法整備支援を語ってくださっており、法整備支援関係者にとっても示唆に富む部分が多いと思われる。

法整備支援の目的は、発展途上国における法の支配の定着、持続的成長のための環境整備、日本との経済連携強化などと言われ<sup>3</sup>、近年では投資環境整備の一環として位置づけられることも多い。法整備支援の何たるかは、今後も議論を重ねていくべき問題であろうが、その過程では、アジアで業務を展開する法律事務所、その最前線に立つ弁護士の視点・意見が、これまで以上に注目されていくであろう。

---

<sup>1</sup> “Japan Big Four targets Southeast Asia: structural shift in Japanese client trends”  
<http://au.legalbusinessonline.com/law-firms/japan-big-four-targets-southeast-asia-structural-shift-in-japanese-client-trends/1044/49750>

<sup>2</sup> 本寄稿文は ICDNEWS 第 48 号に掲載する予定でいただいたものである。

<sup>3</sup> 第 13 回海外経済協力会議 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13kekka.html>  
法制度整備支援に関する基本方針  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keитай/gijyutsu/houseido.html>

## ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援

森・濱田松本法律事務所  
(ラジャ・タン法律事務所出向中)  
日本法、アメリカ・ニューヨーク州法  
弁護士 栗田 哲郎

私は、倒産、企業再生、訴訟、国際仲裁、株主総会対策など、実務に入ってから種々の業務を日本法弁護士として行ってきたものの、日本にいた当時は、あまり国際協力機構（JICA）の法整備支援に接する機会はなかったというのが正直なところである。

しかし、2010年、アメリカのロースクールを卒業後、シンガポールの法律事務所に勤務している中で、法整備支援業務の必要性、重要性を深く認識するに至っている。

本稿においては、私がシンガポールにおいて実務を行うに際して感じた、日本による他国に対する法整備支援業務の意義について、書いてみたいと思う。

### 1 シンガポール・ジャパンデスクの役割

まず、私の現在のシンガポールにおける業務の簡単な紹介からさせていただきたいと思う。

私は、現在、シンガポールのラジャタン法律事務所というシンガポールの法律事務所において、主にジャパンデスク部門の一員として日系企業の案件を担当をしている。ジャパンデスクは、日本から進出してきた、もしくは進出してこようとする日系企業に対して、日本語で、または日本法弁護士の視点で、法律の側面からその活動を支援することを目的とした部門である。

シンガポールにいる以上、当然ながら、日本法を扱うことは極めて少ない。多くの場合、シンガポール法、もしくは周辺国の法律（主に東南アジアの法律）を取り扱っている。その中で、日本法弁護士である私、およびジャパンデスクが一体どのような役割を果たしているのか。これは、それぞれの事務所によって異なると思われるものの、単なる翻訳、通訳に留まらないシンガポール法、および周辺国の法律の解釈業務、案件に応じたベストの弁護士の選定、現地の弁護士のクオリティーのコントロール、フィーの調整、スケジュールの調整であるといえよう。法律を現地の弁護士と共に解釈し、咀嚼し、これをクライアントに、日本語で伝える。そして、一緒に作戦を考える。

シンガポールは、英国法、すなわちコモンローの法律の流れを受けており、日本のような大陸法、シビルローの国とは全く違った法制度がとられている。したがって、安易に日本法弁護士だからといってアドバイスができるわけでは決してない。しかし、それなりに法律の専門家として勉強、実務を積み、かつアメリカのロースクールで1年間コモンローの法制度を学んだ経験もあることから、どのような点が論点となるのか、どのような点に気をつけなければならないのか把握することはできる。そして、多くの場合、国によって論点、問題点が共通する場合が非常に大きい。

このように、日本、アメリカでの経験を生かしながら、現地の弁護士と協働して、クライアントにアドバイスを提供する、これが現在の主な仕事であるといえる。

## 2 現地法と日本法のギャップを埋める

このような仕事柄、日本法と現地法の共通点、異なる点を把握し、それをクライアントに伝える必要が多く発生する。また、その相違点を的確に把握し、クライアントに伝えるのも重要な使命のひとつとなっている。

例えば、シンガポールの会社法においては、「マネージングディレクター」という制度がある。これを直訳して、日本の代表取締役と多くの企業が勘違いをしている。しかし、法律的な役割は全く異なる。マネージングディレクターは、決して代表権を有していない。むしろ、現地の実務を行う取締役、業務執行取締役というニュアンスが強い。代表権はあくまでも定款の規定の仕方によるが、多くの場合、取締役会にある。マネージングディレクターが単独で代表権を行使することは相当想定しがたい。この制度は、インドなど、イギリスの法制度を受継している国であれば、多く採用している。この違いに日本の企業は理解しておらず、代表権を有していることを前提として、会社法に反する行動をとってしまい、多くのトラブルに巻き込まれることがある。そのような際、私は、日本の法務部、日本の取締役に対して、日本法と比較を行いながら、日本の企業がとるべき行動を、日本語で説明する必要がある。もっとも、日本の法律に類似した制度をとっている国においては、そのようなトラブルに巻き込まれる可能性は相対的に少ない。

また、日常業務に直結する労働法についても、日本とシンガポールでは大きく異なる。日本は解雇を行うために正当な事由がある国であるが、シンガポールはアメリカなどと同じく解雇を行うために正当な事由は不要である。Employment at willと呼ばれているが、企業側は正当な事由がなかったとしても、従業員の解雇をすることができるのである。この場合、企業のとるべき行動は大きく異なることとなる。すなわち、企業は解雇が出来ることを前提として、就業規則、個別雇用契約を締結し、企業の再編活動を行うこととなる。したがって、シンガポールにおいて日系企業が就業規則を作る場合には、シンガポールの労働法制にみあった適格な就業規則を作成しなければ、かような企業に有利なシンガポールの労働法制を生かしきることができないのである。しかし、残念ながら、日系企業の一部には、このような相違点を十分理解しておらず、日本の就業規則に近いものをそのまま流用してしまっている例が散見されるのが現状である。すなわち、就業規則に正当事由がなければ解雇ができないなどという規定をおいてしまっており、せっかくのシンガポールの労働法制を生かしきれていないのである。そのような場合、クライアントにその点を指摘し、就業規則の変更などを提案し、日系企業の企業活動を円滑に行えるようサポートしていく必要がある。

このような日本法と現地法のギャップを埋め、分かりやすくクライアントに伝え、クライアントに的確な法制度の導入、作戦の提示を行うことが我々の役割のひとつであると考えている。

また、別の国において実務的に採用されていない方法であって、日本では一般的に採用されている方法があった場合、本当にその手法が用いることができないのかという検証も必要になってくる。例えば、シンガポールにおけるM&Aの手法を検討している際に、日本で頻繁に行われているキャッシュアウトマージャーという手法がシンガポールでは滅多に用いられていないことが分かった。どの実務家に聞いても、そのような手法を用いた例は聞いたことがないとのことであった。しかし、条文を詳細に調べていくと、これを禁止した規定は見つからない。このような場合、日本のクライアントは、なぜ単純なキャッシュアウトマージャーを行うことができないのか疑問を抱き、これに対して日本の制度を知らないシンガポールの弁護士は回答を持ち合わせていないことが多い。

そのような際、日本の弁護士として両制度を比較し、なぜこの制度を用いることが実務的ではないのかを提示することが求められる。この場合は、シンガポールでは、ショートフォームマージャーという簡易な合併手法が存在することが大きな理由であったが、これ以外にもいくつか理由を発見することができ、クライアントにその旨の説明を行った。

### 3 法整備支援の重要性 国の発展に必要な投資の円滑化

以上が大まかな私の業務の説明であるが、このような日系企業のサポート業務を行っていく中で、法整備支援の重要性に気づくことが非常に多い。

まずは、そもそも「法制度」自体が十分に存在しない国においては、外国からのその国に本当に必要な投資を受け入れることができない点である。

例えば、私はとあるファンドから、ラオスにおいて、投資を行いたいという相談を受けたことがある。その際、当該ファンドは、いわゆる日本法でいう「転換社債」を発行するスキームを検討していたが、そもそもラオスの会社法においては、日本法と同義の転換社債という制度が存在せず、この投資案件は中止となってしまった。また、その案件では、ラオスの担保法制が十分整っていないことも判明し、そのファンドはリスクをとることができず、断念せざるを得なかった。

このように、投資のために必要な法制度が整っていないため、投資案件が中止になる例は頻繁にある。他方、シンガポールは、イギリス法承継法という法律をつくり、伝統のあるイギリスの法律を大胆に受け入れることにより、外国からの投資を受け入れる体制を一気に整え、先進国の仲間入りしたことは有名な話である。投資を受け入れる器、すなわち適切な法制度が存在することの重要性をシンガポールは認識しており、この法律をつくることによって、急激に必要な投資を受け入れるための「器」を進化させたのである。

これはあくまでも受け入れる国の意識にもよるであろうが、法整備支援を受け入れることにより、迅速に法制度を整え、外資を受け入れ、産業の活性化、雇用の促進、経済発展を図ることができるはずである。

そもそも日本も近代に入り、ドイツ、フランスなどの法律を受け入れることにより、国家の近代化を大胆に進めてきた。さらに、戦後も日本はアメリカからの多くの投資を受け入れてきた。その際、これは法整備支援という形ではないが、アメリカの柔軟で自由な会社法制から学び、類似した会社法制をとり、その会社法制がアメリカの企業にとって極めて活動を行いやすい措置をつくり、投資を受け入れ、それが、戦後の日本の産業の活性化にも寄与したのではないかと私は考えている。会社分割、チャプターイレブンなど、極めて柔軟なアメリカの会社法を取り入れたこと、これによって投資の受け皿を整えた、これは日本の発展にとっても大きなメリットがあったはずである。

このような国の発展に本当に必要な投資を円滑に受け入れられる地盤を作ることができること、これが法整備支援の重要性のひとつだと感じている。

### 4 法整備支援の重要性 器だけではなく運用する人材を育てる

さらに、法整備支援の意義としては、ハードとしての「法制度」を作るだけではなく、ソフトそしてそれを運用する「人」を育てるという意義があると考えている。

例えば、シンガポールでは会社を設立するのに数十万もかからない。しかし、インドネシアにおいては100万円以上が相場である。物価は安いはずなのに、法律サービスの物価はインドネシアの方が高額なのである。この理由は何か。まずは、法律自体が複雑であり、体系化されていない点が挙げられるが、それよりもインドネシアにおいては仮に法律があったとしても法律どおりに運用がなされていないことが多いことによるものである。

シンガポールは法律が整備されており、その法律どおりに運用されている。したがって、会社を設立を行うに際して、弁護士が手間をかけて政府担当者と交渉などを行う必要はなく、非常に容易に安価で会社の設立が可能である。他方、インドネシアにおいては、単なる会社設立の案件であっても、その規制業種の調査においても、担当者によってその運用が異なり、多大な時間がかかる。例えば、私はインドネシアにおいて、とある特殊な機材の販売する会社を設立するための規制の調査を行っていたが、とある政府担当者は100%の外資による出資が許されているとの回答であったが、他の政府担当者によれば50%以上外資による出資は許されないとの回答であった。いずれの回答が正しいのか、その裏づけ調査に多大な時間と費用がかかったのはいうまでもない。

また、インドネシアの独占禁止当局の運用は極めて恣意的であることで有名である。そもそも事例が積みあがっていないばかりか、場合によっては不合理とも思える調査、要求を行うことがある。したがって、M&Aを行うに際して、独占禁止法に反しないことの裏づけ調査のため、多大な時間と費用がかかる。これも必要な投資を遠ざけてしまう一つの理由である。

このような運用面での支援が必要なことはかような経済法制だけではなく、裁判制度においてもいうことができる。裁判官の汚職の禁止についてはいうまでもないことであるが、裁判官が行う法解釈、訴訟手続きの運用のあり方、さらに判決の内容についても法整備支援などを通じて高めていくことは、極めて重要であると考えられる。例えば、インドネシアにおいて投資を行うことが極めて困難な理由に、裁判官が汚職行為を行っていること、また判決の内容が国際水準に達していないことがある。極めて恣意的で、国に対して不当に有利な判決がなされる可能性があるため、多くの企業は、インドネシアに投資する際には、シンガポールの国際仲裁を利用せざるを得ない状況となっている。これによって、国の発展のために本当に必要な投資も遠のいてしまっている。また、これによってインドネシアの私法の成熟化が遅れ、インドネシア国内のリーガルマーケットも減少してしまっている。

法整備支援を通じて、法制度自体の創設はもちろん、それを運用するソフト面としての「人」の教育は、極めて重要であると感じている。インドネシアの調停プログラムをはじめとして、JICAの法整備支援は、単なる制度の設計だけではなく、それを運用する人に焦点をあてたものがあり、そのような人を育てる仕組みづくりは、極めて有用なものであると感じている。

## 5 法整備支援による副次的な効果① 日系企業の活動の円滑化

このような法整備支援を行うことは、受け入れ先の国だけではなく、法整備を行う国、すなわち、日本にとっても副次的なメリットがいくつかあると感じている。

非常に鮮明に覚えている案件であるが、私は、とある企業からカンボジアの民法の調査の依頼があり、カンボジアの民法について調査を行ったことがある。債権回収にかかわって、債権の概念、それに関する時効、および時効の中断に関する論点の調査であっ

たが、その際、驚いたことは、極めてその民法の構造、基本理念が日本のそれに類似していることであった。その際は、債権、物権の相違、時効の考え方、時効の開始時点、時効の中断の方法、期間などについてアドバイスを行ったが、日本法のそれにひきつけて考えることができたため、極めて容易にアドバイスを行うことができた。当然、会社の法務部においても、カンボジア民法の理解を行いやすかったことはいまでもないことであった。私は、カンボジアの民法がなぜ日本に類似しているのか、興味をもち、調査を行ったところ、JICAの法整備支援のプログラムが行われていたことを知り、日本とカンボジアの民法の類似性について、納得するに至った。

企業が海外で活動を行っていく中では多くのリーガルリスクに直面する。それが、法整備が整っていない国においては、そのリスクがさらに高まる。JICAの法整備支援の活動を通じて、法制度を確立していく、そしてそれが日本法に類似した法制度であったのであれば、なおさら日系の企業活動は円滑に行うことができるであろう。

アジアの法律の概況としては、英米法系に分類されているのが、シンガポール、インド、マレーシア、香港などの旧宗主国がイギリスであった国である。また、大陸法として分類されているのが、タイ、インドネシア、カンボジアなどの国。また、大陸法に類似しているが、社会主義的な法律の体系をもっているのが、中国、ベトナムである。

このような国の中で、私は特にインドネシアと日本の法律の類似性に非常に興味をもっている。インドネシアの法律は、旧宗主国のオランダの影響を色濃く受けており、オランダの法律がそのまま残っている分野も存在する。オランダの法律は、大陸法系であり、日本と同じである。

例えば、インドネシアの民法について研究をしていたときのことである。その際は、雇用、委任、請負の相違について、研究を行っていた。これは、インドネシアにおいては、企業が雇用の形態で従業員を雇った場合、インドネシア労働法は極めて労働者に有利に設計されており、解雇させる際には多大な退職金を支払わなければならないため、何とか別の形態で、プロジェクトを行うことはできないかという相談であった。インドネシアの民法は、オランダ法の影響を取り入れたものであり、日本の民法と極めて類似している。したがって、インドネシア民法典には、極めて日本の民法と類似した形で、「雇用」、「委任」、「請負」が、債権の章に分類してあった。条文の内容を読んだところ、個々の条文も極めて日本と類似した概念であった。

インドネシアにおいては、これら3者の分類について、詳細に扱った文献、判例を発見することは困難であった。しかし、この論点については、日本においては、極めて詳細に論じられており、判例の集積もある分野であった。当然、インドネシア法、日本法の違いはあり、国・文化も異なる以上、一概に同じに論ずることはできないものの、日本において論じられたポイントを調査し、それを前提にアドバイスを行うことにより、一定のアドバイスを行うことができた。この企業は、調査の結果をもとに、法に触れないよう派遣の制度をとりいれ、退職金の問題に回答することができた。この事件は、同じもしくは類似の法律の体系を有しているということが、円滑な企業活動に直結することを実感した事件のひとつであった。

なお、かように日本と類似した法整備を持つ国の中でも、私はインドネシアなど大陸法の国は、極めて日本の法律を導入しやすい環境にあると考えている。日本と外交的に大きな問題もなく、親日的な国家であり、かように法律のバックグラウンドが似ている。そして、何より減少していく日本の人口を尻目に大きく、インドネシアは人口が増加を続けており、消費市場として注目を浴びているのであり、多くの企業が新たにインドネシアに投資を検討し始めている。

法整備の目的論とも関係するが、インドネシアの経済法はもちろんのこと、それらに密接に関連し基盤となる基本法や手続法、さらに法律の運営を担う裁判官、書記官などの人材に対する法整備支援の必要性、意義は大きいものであると私は考えており、実務家として今後もJICAの法整備支援の活動に期待している。

## 6 法整備支援による副次的な効果② 日本法弁護士の職域の拡大

法整備支援は当地において日系企業が活動が行いやすくなるという副次的効果のほか、私は、日本の法曹人口を吸収するふところをつくることにも貢献するのではないかと期待している。現在、日本の法曹界人口が増え続けていることもあり、せっかく司法試験に合格したにもかかわらず、法律事務所に就職できず、軒下弁護士などといわれる弁護士が現れるようなご時世になってしまっている。日本の法曹人口が過大か否かという難しい議論の回答は残念ながら持ち合わせていないが、少なくとも就職難で弁護士としても新しい業務分野を開拓しなければならないことは必然であろう。アメリカなど莫大な法曹人口を抱えている国はどのようにしているのか。彼らは、全世界中に法曹を輸出し、多くの弁護士が国内だけではなく、国外で活動している。その源泉になっているのが、母国語である英語、および英国法系のコモンローの制度なのである。彼らは、英語、コモンローの制度の存在によって、全世界で活躍できる措置をつくっている。私のいるシンガポールでも、多くのイギリス、アメリカ系法律事務所が幅を利かせており、いわゆるインフラ案件、金融案件などは、東南アジアであるにもかかわらず、アメリカ法、イギリス法を準拠法とさせることにより、業務分野を独占している。

かたや日本法弁護士はどうか。残念ながら、現状においては、これから日本法を準拠法とすることがスタンダードになることは容易ではないと思われる。日本法はあくまでも世界の隅の特殊な法律との認識であり、容易に世界のスタンダードになることはなさそうである。そうすると、ジョイントベンチャー契約、株式譲渡契約などを締結して、日系企業が活動を行うにあたっては、現地の法律を準拠法として、活動していくしかないことになりそうであるが、その場合、現地の法律が日本法と類似、もしくは法整備支援などによって、日本法のコンセプトをとり入れた国であったらどうであろうか。日本法に慣れ親しんだ弁護士はもちろん、企業内弁護士、会社も、活動しやすいであろうことは間違いないし、さらにこれは日本の法曹界の新しい分野の拡大にもつながるものと考えられる。すなわち、私が現在シンガポールで行っているように、ローカルのローファームにおいて日本法弁護士による外国法をもととした日系企業の支援業務を行う日本人弁護士が拡大しやすいと私は考えている。

ここ何年もの間、日本の弁護士は国内の業務で忙しかった。国内の市場だけで十分、その法曹人口をまかなえたのである。私の予感では、そういう時代は、日本の経済、人口が静かに（もしくは急激に）沈み行く中で近いうちに終わるのではないかと感じている。その場合に、日本の弁護士が活躍できる場を作る、日本のリーガルマーケットを創出することに、法整備支援は大いに役に立つのではないかと思っている。その形式は、日本の法律事務所の進出なのかもしれないし、ローカルのローファームに日本人弁護士が勤務する形態になるのかもしれないし、ローカルのローファームとジョイントベンチャー、提携なのかもしれないが、それは色々な形態があり得ると思われる。



## 7 最後に

最近、私は、韓国が積極的に法整備支援を行っているという記事を頻繁に読む一方で、日本の法整備支援を含めたODAが減少傾向にあることについて、私は極めて残念に思っている。当然、国家である以上、財政の問題があり、これに配慮する必要があることは理解している。しかし、必要な箇所に、選択と集中を勇気を持って行い、適切にODAを配分していくことは必要であると信じている。そして、あくまでも副次的であるが法整備支援の意味は、今後、日本の人口が減少し、経済が小さくなる中で、日本企業が海外において活動しやすい状況を作る意味でも、また、投資の受け皿としての制度を形成していく意味でも、益々、重要になるものと信じている。

今後も海外を拠点に活動していくビジネスロイヤーとしては、日本の積極的、かつ適切な法整備支援の活動が続くことに心から期待している。

## シンガポールからアジア全域の法律情報の提供を

### ラジャ・タン法律事務所

パートナー弁護士 栗田哲郎

業種：法律事務所

2011年11月からラジャ・タン法律事務所(Rajah & Tann LLP)のパートナーとして勤務を開始しました。企業の規模を問わず、アジアに進出する日本企業、アジアで活動する日本企業のためには、日本の事情はもちろん、アジア各地の事情を踏まえた上で全域にわたる法律情報を提供できる日本人弁護士が求められています。以下に私の考えをお話したいと思います。

### アジアに住み込むこと

一番重要だと考えているのは、日本人の弁護士であっても、日本には居をおかず、アジアにずっと住み続けること、アジアでの実務経験を積むことです。自分も覚悟をもって、クライアントが活躍するアジアに居続けることが重要だと感じています。幸いにもシンガポールに居続けることについて、妻の理解も得ることができ、近々、永住権を取得したいと思っています。

### アジア全域の法律サービスの提供をシンガポールから

中国、インドなどは異なり、東南アジアは多くの文化・慣習が異なる国々が集まっており、シンガポールなどの統括会社は、これら数多くの国々を統括していかなければなりません。また、シンガポールは、各地への接続が良く、情報の集積地としても機能しています。

法律事務所も、シンガポールだけでなく、シンガポールを中心に、アジア各国に展開している日本企業に対して、各地の弁護士とも協力して、アジア全域の法律サービスの提供をめざすことが必要になっています。また、アジア一円の規制の調査、アジア各地の企業買収などアジア全域の案件を取り扱っていくことも求められます。私も、アジア法務に力を入れていく友人の弁護士と協力して、アジア労働法の実務に関する本の執筆を行ったりしています。

### 国際仲裁における日本人弁護士の役割

私は、現在の事務所に正式に入所する前、シンガポール国際仲裁センター

(Singapore International Arbitration Centre)にて、ケースマネージングオフィサーとして出向しておりました。国際仲裁という分野では、資格に制限がなく、日本法の資格で業務が可能です。無給という厳しい条件でしたが、シンガポール国際仲裁センターで勤務することができ、大変貴重な経験を積むことができました。国際仲裁という分野は、英語にて書類・証拠を提出しなければならぬことが多いのですが、まだまだ日本企業は所内の書類、メールなどは日本語であることが多いものです。国際仲裁の実務家である日本人弁護士が、日本語をそのまま読み、翻訳することなく、書類・証拠の適否を判断できれば、多量の書類・証拠の翻訳の必要はなくなり、当事者にとっても負担軽減になります。

### アジアで活動する日本人弁護士として

法律というのは資格の壁があるため、国際化が一般的には遅い業種です。しかし、これからはアジアに住み込んで、とことんアジア各地の法律を研究し、現地の弁護士よりも詳しく、かつ日本企業の視点で研究を行っている弁護士が必要になると考えています。また、事案に応じて最も適切な弁護士とチームを編成し(それが自分の事務所以外の弁護士であっても)、日本企業の観点で咀嚼し、よりプラクティカルな解決策を提示することが役目だと思っています。また、日本人ならではの勤勉さときめ細やかなサービスを提供できればと思っています。

### 求めるのはアジア各地に浸かる覚悟のある人材

リージョナライゼーションを進めている当事務所は、中国、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオスに拠点を持っていることから、現在、各地に日本人を配置する体制を検討しています。特に、私達がこだわっているのは、アジアに相当の長期間にわたって住み込む覚悟がある人材で、アジアの法律を現地の弁護士以上に深く研究する気概のある人材。もちろん、弁護士資格保有者であればより良いのですが、弁護士ではなくても、アジアに浸かる覚悟のある人を今後は採用していきたいと考えています。

また、国際仲裁という分野はひとつの法分野に過ぎず、例えば、船舶法、マインニング、石油・ガス法、航空法など、最先端の分野をとことん研究する気概のある人の採用も検討しています。そうした取り組みが、アジアで活躍する日系企業のビジネス活動を支えることにもつながるものと思っています。

